組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年四月九日

愛知県安城市池浦町丸田一〇六番地一

合同会社末広ＩＴソリューション

代表社員　平野　昌美

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年十二月二十八日

掲載頁　一五七頁（号外第二八二号）

平成二十五年四月九日

福岡県飯塚市忠隈三四二番地の一

株式会社さかえ屋

代表取締役　森山　敏弘

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千七百八十万二千五百円、資本準備金の額を三億一千百四十四万二千五百円減少し、それぞれ三億円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年十月十二日

掲載頁　一二八頁（号外第二二三号）

平成二十五年四月九日

東京都文京区湯島三丁目三一番三号

株式会社ジェイメック

代表取締役　西村　浩之

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年四月三十日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成二十五年四月九日

東京都中央区新川一丁目九番三号

ヘレウス・ノーブルライト・フュージョン・ユーブイ株式会社

代表取締役　折笠　輝雄

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年四月三十日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十五年四月九日

愛知県豊田市山之手十丁目二三番九

テムズ中日株式会社

代表取締役　本多　利郎

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年四月三十日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十五年四月九日

名古屋市千種区今池南二六番四号

中日コプロ株式会社

代表取締役　本多　利郎

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年四月三十日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十五年四月九日

名古屋市千種区今池南二六番四号

ホンダロジコム株式会社

代表取締役　本多　満

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年四月二十四日を基準日と定め、同日午後五時三十分時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十五年五月中旬開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十五年四月九日

大阪市北区豊崎三丁目九番七号

ハクスイテック株式会社

代表取締役　泉　豊禄

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年四月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年四月九日

愛知県豊田市山之手十丁目二三番九

テムズ中日株式会社

代表取締役　本多　利郎

合併につき株券等提出公告

当社は、ジェード株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年五月二十日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年四月九日

静岡県静岡市駿河区緑が丘町一番一号

日本コンピュータセキュリティイリサーチ株式会社

代表取締役　村上　清治

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である福岡武彦が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十五年四月九日

東京都千代田区内幸町一丁目一番一号帝国ホテルタワー一六階Ａ－１

ＭｃＬａｒｅｎ　Ａｕｔｏｍｏｔｉｖｅ　Ｌｉｍｉｔｅｄ

日本における代表者　福岡　武彦

限定承認公告

本籍茨城県つくばみらい市板橋二八一五番地四、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　倉持　豊

右被相続人は平成二十四年十二月十日死亡し、その相続人は平成二十五年三月十三日水戸家庭裁判所土浦支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月九日

茨城県かすみがうら市中志筑二四〇九番地

一しらゆり荘　限定承認者　倉持　新一

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市港北区大倉山二丁目四二番地、最後の住所神奈川県川崎市宮前区馬絹一八三八番地一　ユーヒットＡ二〇二

被相続人　亡　渡辺　泰昭

右被相続人は平成二十四年十月十四日死亡し、その相続人は平成二十五年三月二十六日横浜家庭裁判所川崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月九日

京都府舞鶴市字余部上四一八番地

限定承認者　渡邊　裕行

連絡先　京都府舞鶴市字南田辺四〇番地四

右限定承認者代理人弁護士　小林　義和

限定承認公告

本籍長崎県長崎市界一丁目三七二番地、最後の住所長崎県西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷二〇四番地一四

被相続人　亡　松尾　壽

右被相続人は平成二十五年一月五日死亡し、その相続人は平成二十五年三月二十九日長崎家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月九日

長崎県諫早市久山台四一番地一六

相続財産管理人　松尾　久光

正　誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十五年三月七日公布人事院規則九―五五―一一五（人事院規則九―五五（特地勤務手当）の一部を改正する人事院規則）（印刷誤り）				
二二		一六七二	大阪航七二	大阪航
平成二十四年二月三日北海道開発局告示第十五号（道路に関する件）（原稿誤り）				
八上		終りから一三	五号	五号及び二百二十九号

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月九日付第七六号六四ページ
八日付衆会第八号二四ページ
三月官報目録三二ページ

◉付録　Ｉ－ジ●同日付政府調達第六五号二四ページ●二月二十ジ

発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）